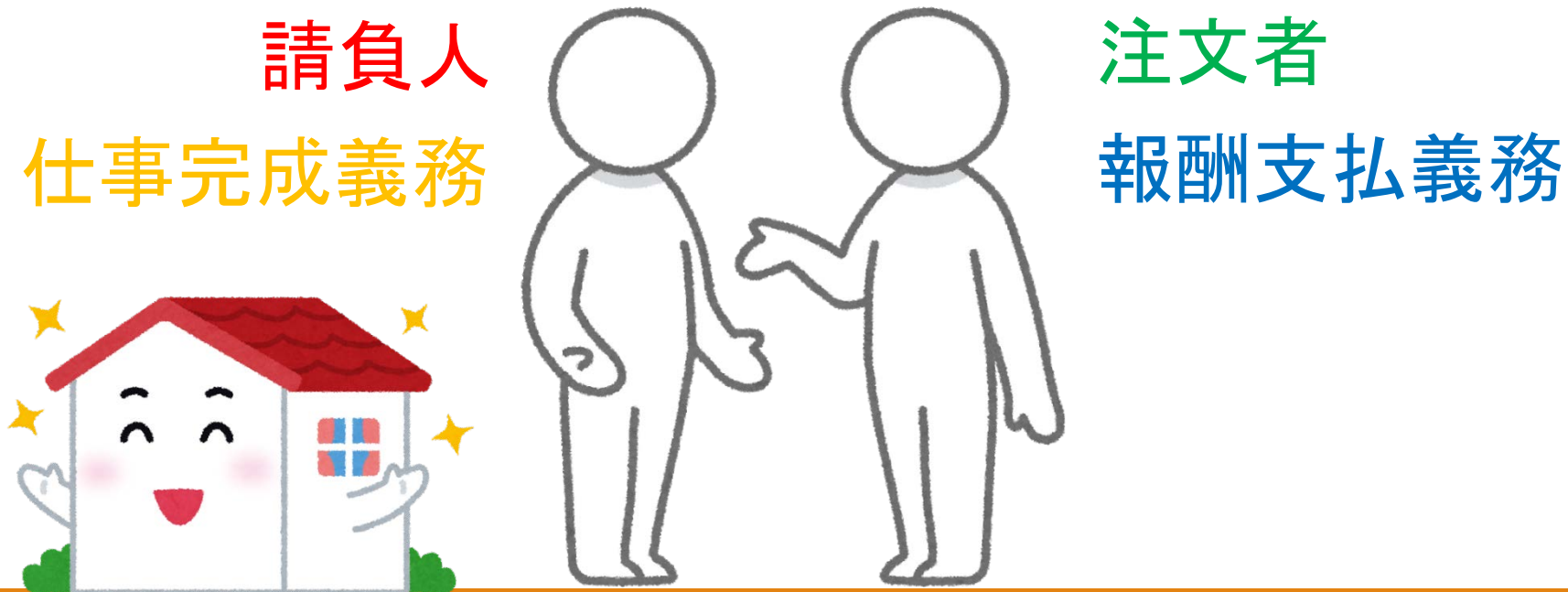


ビジネス法務基礎 第7回

請負契約

請負人が注文者に対し仕事の完成を約束し、注文者がこの仕事の完成に対する報酬を支払うことを約することを内容とする契約です。



契約書と収入印紙

不動産の売買契約書や金銭消費貸借契約書、請負契約書などの一定の契約を締結し契約書を作成した際や領収証などには、収入印紙を貼らなければなりません。

契約書に収入印紙を貼らなかつたからといってただちに契約書が無効になるわけではありません。

ただし、本来必要であった印紙税の額とその2倍に相当する金額との合計額＝当初に納付すべき印紙税の額の3倍に相当する過怠税が徴収されることとなります。

割印と契印と消印



割印

作成した文書が複数あるときに、各文書が同じ機会に同じ内容で作成されたことを証明するために各文書にまたがって押す印鑑ことをいいます。

契印

作成した文書が複数のページにまたがるときにその文章が一連の文章であるという証明をするために、押す印鑑のことをいいます。

消印

納税義務者の契約当事者が、印紙と文書にまたがって押す印鑑のことをいいます。

不法行為①

故意又は過失によって他人の権利や法律上保護される利益を侵害した場合、これによって生じた損害を賠償する責任(不法行為責任)を負うこととなります。

不法行為が成立(損害の発生や因果関係など)すると加害者は被害者に対して、損害の賠償をしなければなりません。



不法行為②

原則として、不法行為の責任は本人が負うこととなりますが、その行為をした人が責任無能力者であった場合、監督義務者がその義務を怠っていた場合などは、監督義務者が責任を負うこととなります。

また、業務中の不法行為の場合には、会社などが使用者責任を負い損害を賠償するというケースもあります。

例：トラックの運転手が配送中に事故を起こす



時効制度



ある出来事から一定の期間が経過することにより、その事実状態に適合する権利または法律関係が存在するように扱う制度です。

時効は大きく分けると、刑事法における時効と民事法における時効があります。

刑事法における時効には、一定期間公訴が提起されなかった場合に公訴権が消滅する公訴時効と、確定した刑の執行を消滅させる刑の時効があります。

時効制度



民事における時効には、取得時効と消滅時効があります。

一定期間行使されない場合、権利を消滅させる制度を消滅時効といい、他人の物または財産権を一定期間継続して占有または準占有する者に、その権利を与える制度を取得時効といいます。

時効はただ期間を経過するだけでは成立せず、時効の援用をすることにより、効果が発生します。

また、時効期間の進行を途中で断ち切って、期間の進行を振り出しに戻すことを時効の中断といいます。

裁判上の請求や相手方の承認を得ることで、時効は中断します。

消滅時効と取得時効



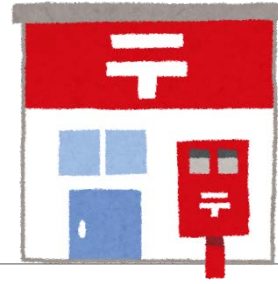
債権の消滅時効の期間は10年間とされていますが、時効期間が短縮される場合（短期消滅時効）もあります。

例

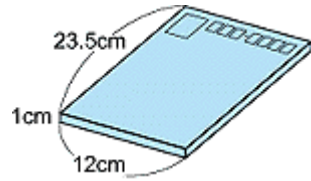
- ・労働者の賃金（退職手当を除く）→2年
- ・不法行為に基づく損害賠償請求権→3年

取得時効の期間については、占有を始めたときに、それが他人の財産権であると知り、または知らないことについて過失がある場合（悪意・有過失の場合）には20年、他人の財産権であるとは知らず、知らないことについて過失がないならば（善意・無過失の場合）10年となっています。

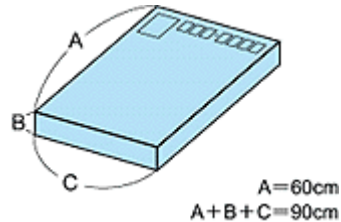
郵便制度について



定形郵便
最大50gまで



定形外郵便
最大4kgまで



ゆうメール
3kgまでの冊子やCD・DVD
を送ることができます。
請求書や信書を送ることはできません。

レターパック360／レターパック510
A4サイズで最大4kgまでのものを送ることができます。
レターパック360には厚さ3cmまでの制限があります。
レターパック510は面前で届けてもらうことができます。